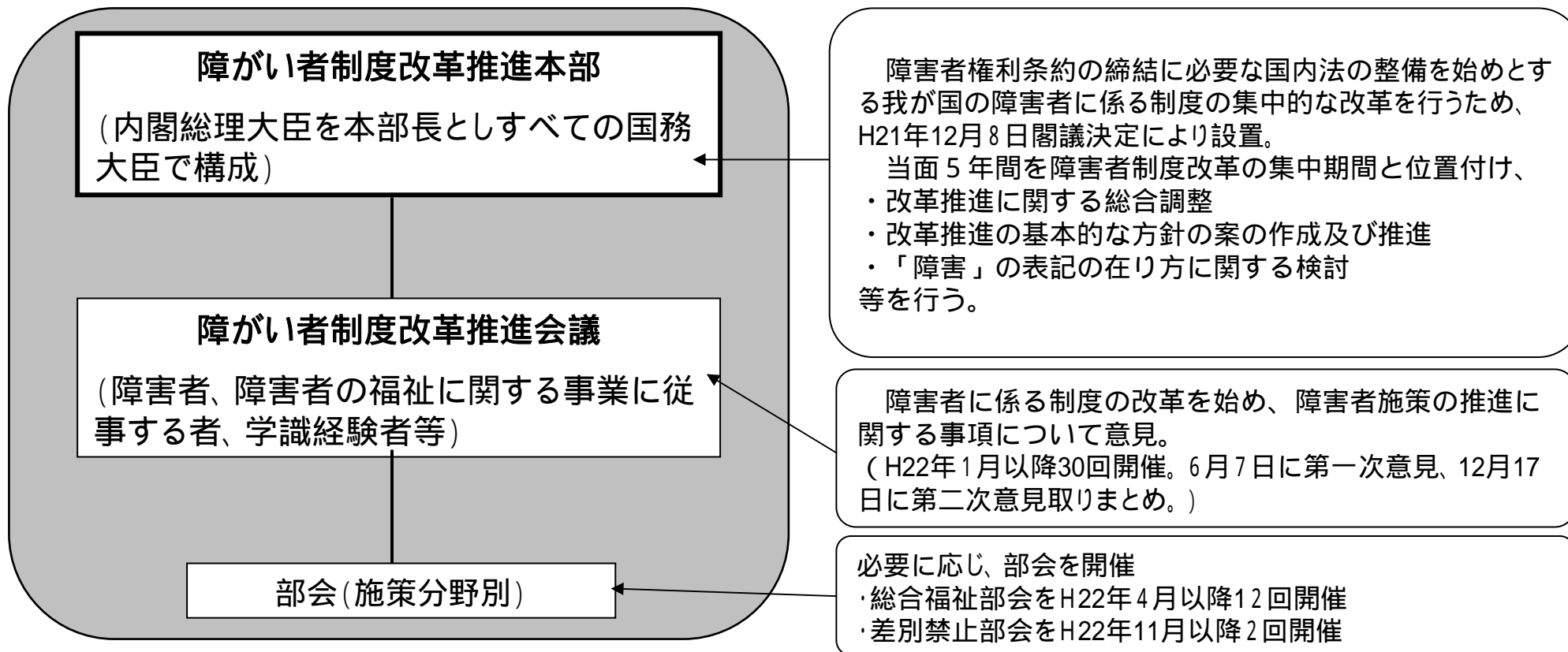


# 障害者制度改革の推進体制



開催回数は平成23年2月21日現在

## 【新たな推進体制の下での検討事項の例】

- ・障害者権利条約の実施状況の監視等を行う機関(モニタリング機関)
- ・障害を理由とする差別等の禁止に係る制度(差別禁止部会をH22年11月に設置)
- ・教育
- ・労働・雇用
- ・障害福祉サービス(総合福祉部会をH22年4月に設置) 等

# 障がい者制度改革推進会議構成員名簿

(敬称略 五十音順)

は議長、 は議長代理

大久保 常明	(福)全日本手をつなぐ育成会常務理事	竹下 義樹	(福)日本盲人会連合副会長
大谷 恭子	弁護士	土本 秋夫	ピープルファースト北海道会長
大濱 眞	(社)全国脊髄損傷者連合会副理事長	堂本 暁子	前千葉県知事
小川 榮一	日本障害フォーラム代表	中島 圭子	日本労働組合総連合会総合政策局長
尾上 浩二	(NPO)障害者インターナショナル日本会議 事務局長	中西 由紀子	アジア・ディスアビリティ・インスティテート代表
勝又 幸子	国立社会保障・人口問題研究所 情報調査分析部長	長瀬 修	東京大学大学院特任准教授
門川 紳一郎	(福)全国盲ろう者協会評議員	久松 三二	(財)全日本ろうあ連盟常任理事・事務局長
川崎 洋子	(NPO)全国精神保健福祉会連合会理事長	藤井 克徳	日本障害フォーラム幹事会議長
北野 誠一	(NPO)おおさか地域生活支援ネットワーク 理事長	松井 亮輔	法政大学教授
清原 慶子	三鷹市長	森 祐司	(福)日本身体障害者団体連合会 常務理事・事務局長
佐藤 久夫	日本社会事業大学教授	山崎 公士	神奈川大学教授
新谷 友良	(社)全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 常務理事	オブザーバー	
関口 明彦	全国「精神病」者集団運営委員	遠藤 和夫	日本経済団体連合会労働政策本部主幹
		福島 智	東京大学先端科学技術研究センター教授

# 障がい者制度改革推進会議総合福祉部会構成員名簿

(敬称略 五十音順)

は部会長、 は副部会長

朝比奈 ミカ	中核地域生活支援センター「がじゅまる」センター長	末光 茂	社団法人日本重症児福祉協会常務理事
荒井 正吾	全国知事会社会文教常任委員会委員、奈良県知事	竹端 寛	山梨学院大学准教授
伊澤 雄一	特定非営利活動法人 全国精神障害者地域生活支援協議会代表	田中 伸明	社会福祉法人日本盲人会連合
石橋 吉章	社団法人全国肢体不自由児者父母の会 連合会理事	田中 正博	特定非営利活動法人全国地域生活支援ネットワーク代表 理事
伊東 弘泰	特定非営利活動法人日本アピリティーズ協会会長	中西 正司	全国自立生活センター協議会常任委員
茨木 尚子	明治学院大学教授	中原 強	財団法人日本知的障害者福祉協会会長
氏田 照子	日本発達障害ネットワーク副代表	奈良崎 真弓	ステージ編集委員
大久保 常明	社会福祉法人全日本手をつなぐ育成会常務理事	西滝 憲彦	財団法人全日本ろうあ連盟
大濱 眞	社団法人全国脊髄損傷者連合会副理事長	野沢 和弘	毎日新聞論説委員
岡部 耕典	早稲田大学准教授	野原 正平	日本難病・疾病団体協議会副代表
小澤 温	東洋大学教授	橋本 操	特定非営利活動法人ALS / MNDサポートセンター さくら会理事長
小田島 栄一	ピープルファースト東久留米代表	東川 悦子	特定非営利活動法人日本脳外傷友の会理事長、 日本障害者協議会副代表
小野 浩	きょうされん常任理事	平野 方紹	日本社会事業大学准教授
尾上 浩二	特定非営利活動法人 障害者インターナショナル日本会議事務局長	広田 和子	精神医療サバイバー
柏女 霊峰	淑徳大学教授	福井 典子	社団法人日本てんかん協会常任理事
河崎 建人	社団法人日本精神科病院協会副会長	福島 智	東京大学先端科学技術研究センター教授
川崎 洋子	特定非営利活動法人全国精神保健福祉会連合会理事長	藤井 克徳	日本障害フォーラム幹事会議長
門屋 充郎	特定非営利活動法人日本相談支援専門員協会代表理事	藤岡 毅	弁護士・障害者自立支援法訴訟弁護団事務局長
北野 誠一	特定非営利活動法人おおさか地域生活支援 ネットワーク理事長	増田 一世	社団法人やどかりの里常務理事
君塚 葵	全国肢体不自由児施設運営協議会会長	三浦 貴子	全国身体障害者施設協議会地域生活支援推進委員会 委員長
倉田 哲郎	箕面市市長	光増 昌久	障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会 副代表
駒村 康平	慶応義塾大学教授	三田 優子	大阪府立大学准教授
近藤 正臣	全国社会就労センター協議会会長	宮田 広善	全国児童発達支援協議会副会長
斎藤 縣三	特定非営利活動法人共同連事務局長	森 祐司	社会福祉法人日本身体障害者団体連合会常務理事・ 事務局長
坂本 昭文	鳥取県西伯郡南部町長	山本 眞理	全国「精神病」者集団
佐藤 久夫	日本社会事業大学教授	渡井 秀匡	社会福祉法人全国盲ろう者協会評議員
佐野 昇	社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 事務局長		
清水 明彦	西宮市社会福祉協議会障害者生活支援グループ グループ長		
水津 正紀	社会福祉法人全国重症心身障害児(者)を守る会理事		

# 障害者制度改革の推進のための基本的な方向について(6月29日閣議決定)【概要】

## 目的・基本的考え方

障がい者制度改革推進会議の「障害者制度改革の推進のための基本的な方向(第一次意見)」(平成22年6月7日)を最大限に尊重し、我が国の障害者に係る制度の集中的な改革の推進を図る。

→ 障害の有無にかかわらず、相互に個性の差異と多様性を尊重し、人格を認め合う共生社会の実現

## 障害者制度改革の基本的方向と今後の進め方

### 工程表

	平成21年12月～平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
横断的課題のスケジュール等	障がい者制度改革推進本部の設置(平成21年12月)	障害者基本法抜本改正・制度改革の推進体制等に関する法案の提出	次期障害者基本計画決定(12月目途) 障害者総合福祉法案(仮称)の提出	障害者差別禁止法案(仮称)の提出(改革の推進に必要な他の関係法律の一括整備法案も検討)	8月までの施行
個別分野における基本的方向と今後の進め方 <span style="float: right;">主な事項について記載</span>					
(1) 労働及び雇用	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉的就労への労働法規の適用の在り方 (～23年内)</li> <li>雇用率制度についての検証・検討 (～24年度内目途)</li> <li>職場での合理的配慮確保のための方策 (～24年度内目途)</li> </ul>				
(2) 教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害のある子どもが障害のない子どもと共に教育を受けるインクルーシブ教育システム構築の理念を踏まえた制度改革の基本的方向 (～22年度内)</li> <li>手話・点字等に通じた教員等の確保・専門性の向上に係る方策 (～24年内目途)</li> </ul>				
(3) 所得保障	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者の所得保障の在り方を公的年金の抜本見直しに併せて検討 (～24年内目途)</li> <li>住宅の確保のための支援の在り方 (～24年内)</li> </ul>				
(4) 医療	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療費用負担の在り方(応能負担) (～23年内)</li> <li>社会的入院を解消するための体制 (～23年内)</li> <li>精神障害者の強制入院等の在り方 (～24年内目途)</li> </ul>				
(5) 障害児支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談・療育支援体制の改善に向けた方策 (～23年内)</li> </ul>				
(6) 虐待防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>虐待防止制度の構築に向けた必要な検討</li> </ul>		各個別分野については、改革の集中期間内に必要な対応を図るよう、工程表としてそれぞれ検討期間を設定		
(7) 建物利用・交通アクセス	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方のバリアフリー整備の促進等の方策 (～22年度内目途)</li> </ul>				
(8) 情報アクセス・コミュニケーション保障	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報バリアフリー化のための環境整備の在り方 (～24年内)</li> <li>障害特性に応じた災害時緊急連絡の伝達の方策</li> </ul>				
(9) 政治参加	<ul style="list-style-type: none"> <li>選挙情報への障害者のアクセスを容易にする取組 (～22年度内)</li> <li>投票所のバリア除去等</li> </ul>				
(10) 司法手続	<ul style="list-style-type: none"> <li>刑事訴訟手続における障害の特性に応じた配慮方策 (～24年内目途)</li> </ul>				
(11) 国際協力	<ul style="list-style-type: none"> <li>アジア太平洋での障害分野の国際協力への貢献</li> </ul>				

## 基礎的な課題における改革の方向性

### (1) 地域生活の実現とインクルーシブな社会の構築

- 障害者が自ら選択する地域への移行支援や移行後の生活支援の充実、及び平等な社会参加、参画を柱に据えた施策の展開
- 虐待のない社会づくり

### (2) 障害のとらえ方と諸定義の明確化

障害の定義の見直し、合理的配慮が提供されない場合を含む障害を理由とする差別や、手話その他の非音声言語の定義の明確化

## 横断的課題における改革の基本的方向と今後の進め方

### (1) 障害者基本法の改正と改革の推進体制

- 障害や差別の定義を始め、基本的施策に関する規定の見直し・追加
- 改革の集中期間内における改革の推進等を担う審議会組織の設置
- 改革の集中期間終了後に障害者権利条約の実施状況の監視等を担ういわゆるモニタリング機関の法的位置付け等

第一次意見に沿って検討、23年に法案提出を目指す

### (2) 障害を理由とする差別の禁止に関する法律の制定等

- 障害者に対する差別を禁止し、被害を受けた場合の救済等を目的とした制度の構築

第一次意見に沿って検討、25年に法案提出を目指す

これに関連し、人権救済制度に関する法案も早急に提出できるよう検討

### (3) 「障害者総合福祉法」(仮称)の制定

- 制度の谷間のない支援の提供、個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備等を内容とする制度の構築

第一次意見に沿って検討、24年に法案提出、25年8月までの施行を目指す

# 障害者制度改革の推進のための基本的な方向について (抜粋)

平成22年6月29日  
閣議決定

政府は、障がい者制度改革推進会議(以下「推進会議」という。)の「障害者制度改革の推進のための基本的な方向(第一次意見)」(平成22年6月7日)(以下「第一次意見」という。)を最大限に尊重し、下記のとおり、障害者の権利に関する条約(仮称)(以下「障害者権利条約」という。)の締結に必要な国内法の整備を始めとする我が国の障害者に係る制度の集中的な改革の推進を図るものとする。

## 第2 障害者制度改革の基本的方向と今後の進め方

### 2 横断的課題における改革の基本的方向と今後の進め方

#### (3)「障害者総合福祉法」(仮称)の制定

応益負担を原則とする現行の障害者自立支援法(平成17年法律第123号)を廃止し、制度の谷間のない支援の提供、個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備等を内容とする「障害者総合福祉法」(仮称)の制定に向け、第一次意見に沿って必要な検討を行い、平成24年常会への法案提出、25年8月までの施行を目指す。

### 3 個別分野における基本的方向と今後の進め方

#### (1)労働及び雇用

いわゆる福祉的就労の在り方について、労働法規の適用と工賃の水準等を含めて、推進会議の意見を踏まえるとともに、障がい者制度改革推進会議総合福祉部会(以下「総合福祉部会」という。)における議論との整合性を図りつつ検討し、平成23年内にその結論を得る。

#### (4)医療

精神障害者に対する強制入院、強制医療介入等について、いわゆる「保護者制度」の見直し等も含め、その在り方を検討し、平成24年内を目途にその結論を得る。

「社会的入院」を解消するため、精神障害者に対する退院支援や地域生活における医療、生活面の支援に係る体制の整備について、総合福祉部会における議論との整合性を図りつつ検討し、平成23年内にその結論を得る。

精神科医療現場における医師や看護師等の人員体制の充実のための具体的方策について、総合福祉部会における議論との整合性を図りつつ検討し、平成24年内を目途にその結論を得る。

#### (5)障害児支援

障害児やその保護者に対する相談や療育等の支援が地域の身近なところで、利用しやすい形で提供されるようにするため、現状の相談支援体制の改善に向けた具体的方策について、総合福祉部会における議論との整合性を図りつつ検討し、平成23年内にその結論を得る。

障害児に対する支援が、一般施策を踏まえつつ、適切に講じられるようにするための具体的方策について、総合福祉部会における議論との整合性を図りつつ検討し、平成23年内にその結論を得る。

#### (6)虐待防止

障害者に対する虐待防止制度の構築に向け、推進会議の意見を踏まえ、速やかに必要な検討を行う。

## 背景・経緯

# 障害者制度改革の推進のための第二次意見(平成22年12月17日障がい者制度改革推進会議)【概要】

障がい者制度改革推進本部の下で、障がい者制度改革推進会議を開催し、平成22年1月から計29回にわたり精力的な審議  
・障害者制度改革の推進のための基本的な方向(第一次意見)(平成22年6月)の(第二次意見に基づき、障害者基本法の改正に関する法律案を平成23年の常会に提出すべき)との方針に沿うもの

## 障害者基本法改正の趣旨・目的

個性と人格を認め合うインクルーシブ社会の構築  
障害概念を社会モデルへ転換、基本的人権を確認  
施策の実施状況を監視する機関の創設

## 総則関係

### 1) 目的

・障害の有無にかかわらず個性と人格を尊重する社会の実現 等

### 2) 定義

・「社会モデル」の考え方を踏まえた障害の定義の見直し 等

### 3) 基本理念

・基本的人権の享有主体として、尊厳にふさわしい生活を保障される権利  
・権利条約における「地域社会で生活する平等の権利」の確認  
・必要な支援を受けた自己決定に基づく社会参加の権利の確認  
・手話等の言語の使用及びコミュニケーション手段の利用(権利条約における「表現及び意見の自由についたての権利」の確認) 等

### 4) 差別の禁止

・権利条約を踏まえた障害に基づく差別に係る規定の見直し  
・差別及びその防止に関する事例の収集、整理及び提供 等

### 5) 障害のある女性

・複合的な困難を経験している障害のある女性が置かれた状況に配慮 等

### 6) 障害のある子ども

・障害のない子どもと等しく「意見表明権」を含む人権が認められ、地域社会において本人やその保護者等への必要な支援の提供 等

### 7) 国及び地方公共団体の責務

・地域生活と社会参加に必要な支援、障害に基づく差別の防止 等

### 8) 国民の理解・責務

・障害のない人と等しく有する障害者の権利に関する理解を深めること  
・障害の有無にかかわらず、相互に権利を尊重  
・事業者等は、障害者の権利の実現とその地位の向上に努める 等

### 9) 国際的協調

・国際的協調の下で障害者施策を推進 等

### 10) 障害者週間

・障害者の社会参加を促進する観点から位置づけ、民間団体等の参画 等

### 11) 施策の基本方針

・社会的な要因を除去する観点から実施、障害者の性別、年齢、障害の状態に配慮、生活の実態や困難さに基づいた支援の提供  
・権利条約における「地域社会で生活する平等の権利」を踏まえ実施  
・施策を講ずるに当たって、障害者等の意見を可能な限り尊重 等

### 12) その他

・障害者等の参画を得て、障害者基本計画等を策定  
・差別禁止法制を含む必要な法制上及び財政上の措置を実施  
・障害者の状況、講じた施策等の概況報告を毎年国会に提出 等

## 基本的施策関係

### 1) 地域生活

・必要に応じた支援の提供、障害者の地域移行の計画的推進  
・利用者負担に関して、本人の所得を基礎とすること 等

### 2) 労働及び雇用

・合理的配慮及び必要な支援の提供、生計を立て得る収入と働く機会の確保  
・多様な就業の場の創出と仕事の確保  
・障害者雇用義務の対象拡大 等

### 3) 教育

・インクルーシブな教育制度の構築(障害のある子とない子が同じ場で共に学ぶことを原則)  
・就学先の決定は本人・保護者の意思に反しないことを原則  
・障害のある子どもに合理的配慮や必要な支援の提供 等

### 4) 健康、医療

・人権を確保しつつ、必要な医療が提供されること  
・身近なところでの必要な医療や支援サービスの提供  
・難病等の治療や症状の軽減に係る調査研究の推進 等

### 5) 障害原因の予防

・公衆衛生又は医療施策の一環として実施 等

### 6) 精神障害者に係る地域移行の促進と医療における適正手続の確保

・地域移行の計画的推進、地域社会での自立した生活  
・医療における適正手続の保障 等

### 7) 相談等

・必要なコミュニケーション手段の提供と身近な地域での相談  
・相談体制の整備、障害者自身や家族による相談、相談を行う者への必要な研修 等

### 8) 住宅

・地域移行の促進、様々な障害者自らの必要に応じた住宅の確保 等

### 9) ユニバーサルデザインと技術開発

・ユニバーサルデザインの理念の施策への反映  
・福祉用具等の研究開発や普及 等

### 10) 公共的施設のバリアフリー化と交通・移動の確保

・地方部におけるバリアフリー化の計画的推進、合理的配慮を確保するための施策 等

### 11) 情報アクセスと言語・コミュニケーション保障

・様々な情報にアクセスし、自ら必要とする多様なコミュニケーション手段等が利用できること  
・障害の特性に配慮した伝達手段による災害情報の提供 等

### 12) 文化・スポーツ

・様々な文化・スポーツ活動を可能とするための施策 等

### 13) 所得保障

・地域社会で自立した生活ができるための年金、手当等、障害のために追加的に要する負担軽減を図るための施策 等

### 14) 政治参加

・障害の種類や特性に応じた施策  
・選挙等に係る情報の提供や投票について障害の特性に配慮 等

### 15) 司法手続

・障害の特性に応じたコミュニケーション手段の確保  
・関係職員に対する障害の理解に関する研修 等

### 16) 国際協力

・外国政府、国際機関又は民間団体等との連携や協力  
・国際協力事業全般におけるバリアフリー化の促進 等

## 推進体制

(国)  
・中央障害者施策推進協議会及び推進会議を発展的に改組し、障害当事者等が過半数を占める新たな審議会組織を設置  
・障害者基本計画及び障害者に関する基本的な政策に関する調査審議を行うとともに、施策の実施状況を監視し、必要に応じて応答義務を伴う勧告を実施  
・改革の集中期間において、制度改革の推進に関する事項についても調査審議  
・関係行政機関・団体等に対し必要な協力を求め、また委員の適正な待遇を確保  
(地方)  
・地方に置かれる審議会組織は、障害当事者等が過半数を占める構成とし、新たに施策の実施状況に関する監視事務を追加

## 「障害」の表記

・法令等では、当面「障害」を使用  
・改革期間内を目途に一定の結論